

平成21年1月23日

内閣府特命担当大臣（金融）
中川昭一 殿

社団法人 前払式証票発行協会
会長 橋本 幹



前払式証票の規制等に関する法律（以下、「法」といいます。）は、施行以来20年を経過しようとしていますが、この間、前払式証票市場は順調に発展・拡大し、また、社会的不安を惹起する問題の発生もなく、法は十全に機能しているものと認識しております。

現在、金融庁におかれましては、決済サービス全般にわたる法整備に向けた検討を行っているところかと存じますが、法の見直しに当たっては上記現状をご賢察のうえ検討されるとともに、前払式証票の利用者利便の向上、前払式証票発行者の健全な経営と信用維持の観点から、以下の諸点について検討されることを要望いたします。よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

1. 発行保証金の供託等について、現行規定による「基準日未使用残高の2分の1以上の額に相当する額」を超える負担を一律に求めないこと。
2. 多種多様な前払式証票に対応するため、表示方法及び表示事項の見直しを行うこと。
3. 前払式証票の発行届出書・登録申請書、変更届出書・登録事項変更届出書の記載事項及び添付書類の合理化を図ること。
4. 前払式証票の発行を廃止する場合について、一定の手続の履行により事業を終結を図ることができる措置を講じること。
5. 法の見直しにより、新たに登録が必要となる事業者がある場合は、当該事業者について、一定期間登録要件の緩和措置を設けるなどの経過措置を講じること。
6. 法の見直しにより、新たに発行保証金の供託等が必要となる事業者がある場合は、当該事業者について、一定期間発行保証金の供託額を緩和するなどの経過措置を講じること。

以上